

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金																
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係																
担当者名	吉岡																
補助対象	<p>○支給対象者：令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方等</p> <p>○支給対象外：令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方（令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>所得制限限度額</th> <th>収入額の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>622万円</td> <td>833.3万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>660万円</td> <td>875.6万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> <td>917.8万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>736万円</td> <td>960.0万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4人目以降、1人増すごとに38万円加算</p> <p>○対象児童：①令和3年9月分の児童手当の対象となる児童（公務員を含む。） ②平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生）で、主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となる児童 ③令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）で、主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となる児童</p>		扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安	0人	622万円	833.3万円	1人	660万円	875.6万円	2人	698万円	917.8万円	3人	736万円	960.0万円
扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安															
0人	622万円	833.3万円															
1人	660万円	875.6万円															
2人	698万円	917.8万円															
3人	736万円	960.0万円															
規程等	令和3年度瑞穂町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和3年12月施行予定）																
事業概要	<p>（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給するものです。</p> <p>実施主体は、区市町村です。</p> <p>特段の申請は不要とし、児童手当等の登録口座に振り込みます。</p>																
補助の必要性	<p>（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）</p> <p>国で実施する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別に一時金を支給するものです。</p>																
補助金額	対象児童1人につき5万円																
補助割合	国庫補助10/10																
実施期間	令和3年12月～令和4年3月																
その他	国の動向を見ながら、令和4年春に向けた5万円相当の支援（クーポン・バウチャー方式）も実施予定です。																

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、「**プッシュ型通知**」による支給を行いますので、**改めての申請は不要**です。(高校生等の方は申請が必要です。裏面参照)

※希望しない場合等は、〇月〇日までに、届出書を返送するか、窓口まで持参してください。

1. うちの子は、対象になるの？ (対象児童)

次に記載する児童が対象になります。

- ① 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ② 9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③ 10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

2. だれがもらえるの？ (支給対象者)

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者)

3. いくらもらえるの？ (給付額)

対象児童1人につき、5万円です。

4. いつもらえるの？ (支給時期)

対象の方には、12月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？ (支給方法)

① 児童手当(本則給付)を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
令和3年10月支給時の児童手当(本則給付)を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

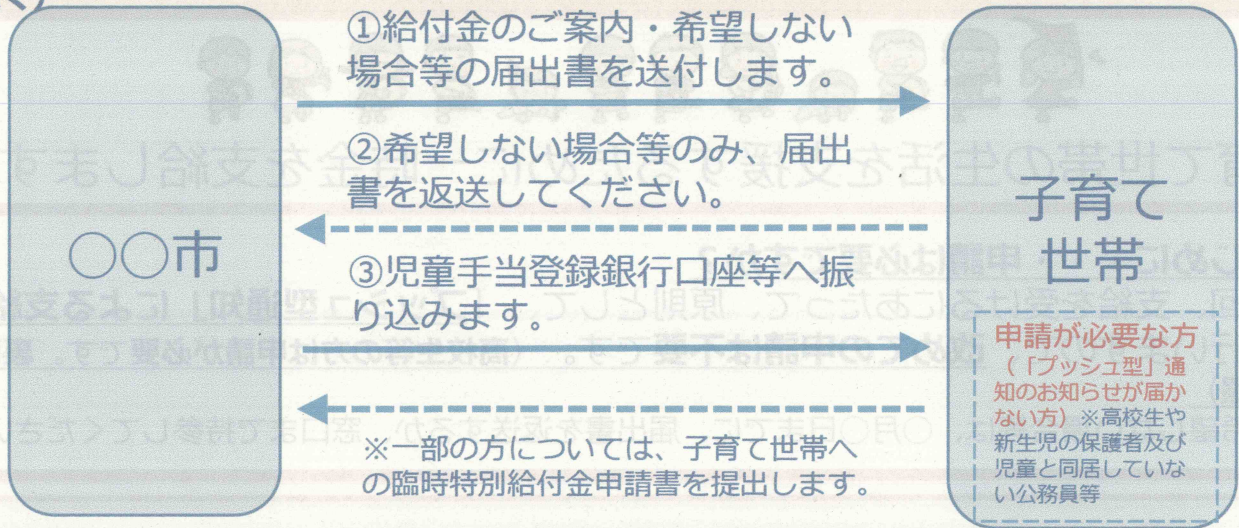
② 支給申請を行った保護者

子育て世帯への臨時特別給付金申請書で、別途指定した口座に振り込みます。
※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和〇年〇月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」支給です。

〇〇市では、12or 1月頃に支給する見込みです。（申請が必要な方を除く）



私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方）

例えば、次に記載する方は申請が原則必要ですが、〇〇市が所得+口座情報を把握している場合は改めての申請は不要になります。※詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者
- ・同年10月以降令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者
- ・**児童と同居していない**所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和3年9月30日）時点での住所地市町村（特別区含む）から支給されますので、10月1日以降転居された方は、引越前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、〇〇市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



〇〇市役所 「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

電話：000（000）0000

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに〇〇市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに〇〇市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。